

障害児保育の現状について

ア. 障害児保育にかかる職員の加配(一般財源化)

- 昭和49年度から平成14年度まで、障害児保育を行う保育所に対し、特別児童扶養手当支給対象児童4人に対し、保育士を1人配置できるよう、補助を行っていた。
- 平成15年度以降、当該事業が一般財源化され、特別児童扶養手当支給対象児童4人につき保育士1人の配置を地方交付税算定対象とした地方財政措置を行うこととなった。
- 平成19年度、障害の程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童が、保育所に多数受け入れられていたことから、地方交付税の算定対象を軽度障害児に広げ、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置とする要望を行い、地方交付税を拡充した。

<平成14年度> 障害児保育事業(補助金)						<平成15年度> 地方交付税措置						<平成19年度～> 地方交付税措置の拡充					
人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度	補助金 障害児:保育士 4:1					重度	地方交付税 障害児:保育士 4:1					重度	地方交付税 障害児:保育士 2:1 + 必要な物件費			
	中度						中度						中度				
	軽度						軽度						軽度				
物件費						物件費						物件費					

イ. 職員の資質向上

障害児保育担当者研修会(特別会計)
保育の質の向上のための研修事業の実施(安心こども基金)

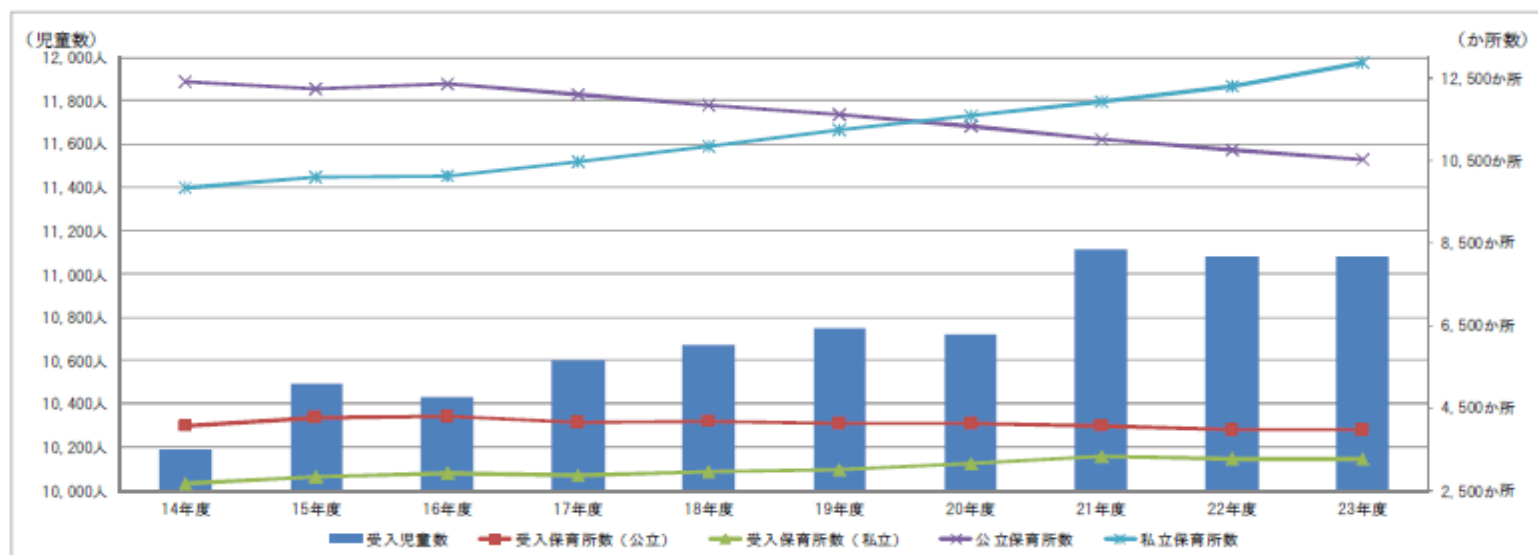
ウ. 障害児受け入れに必要な施設の改修等(保育対策等促進事業費:特別会計)

保育環境改善事業(保育所障害児受入促進事業) 補助単価100万円(補助率1/3)

(参考)

障害児保育の実施状況の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育所数	22,268か所 (100.0%)	22,354か所 (100.0%)	22,490か所 (100.0%)	22,570か所 (100.0%)	22,699か所 (100.0%)	22,848か所 (100.0%)	22,909か所 (100.0%)	22,925か所 (100.0%)	23,069か所 (100.0%)	23,385か所 (100.0%)
公 立	12,426か所 (55.8%)	12,246か所 (60.1%)	12,358か所 (59.7%)	12,090か所 (53.6%)	11,848か所 (52.2%)	11,602か所 (50.8%)	11,327か所 (49.4%)	11,009か所 (48.0%)	10,760か所 (46.6%)	10,515か所 (45.0%)
私 立	9,842か所 (44.2%)	10,108か所 (39.9%)	10,132か所 (40.3%)	10,480か所 (46.4%)	10,851か所 (47.8%)	11,246か所 (49.2%)	11,582か所 (50.6%)	11,916か所 (52.0%)	12,309か所 (53.4%)	12,870か所 (55.0%)
障害児受入保育所数 (特別児童扶養手当支給対象児)	6,722か所 (100.0%)	7,102か所 (100.0%)	7,200か所 (100.0%)	6,995か所 (100.0%)	7,130か所 (100.0%)	7,120か所 (100.0%)	7,260か所 (100.0%)	7,376か所 (100.0%)	7,221か所 (100.0%)	7,145か所 (100.0%)
公 立	4,064か所 (60.5%)	4,265か所 (60.1%)	4,295か所 (59.7%)	4,145か所 (59.3%)	4,175か所 (58.6%)	4,124か所 (57.9%)	4,120か所 (56.7%)	4,066か所 (55.1%)	3,971か所 (55.0%)	3,802か所 (53.2%)
私 立	2,658か所 (39.5%)	2,837か所 (39.9%)	2,905か所 (40.3%)	2,850か所 (40.7%)	2,955か所 (41.4%)	2,996か所 (42.1%)	3,140か所 (43.3%)	3,310か所 (44.9%)	3,250か所 (45.0%)	3,343か所 (46.8%)
受入障害児数 (特別児童扶養手当支給対象児)	10,188人	10,492人	10,428人	10,602人	10,670人	10,749人	10,719人	11,113人	11,080人	10,921人
(軽度障害児を含む受入障害児数)	-	-	-	(31,026人)	(33,486人)	(35,157人)	(39,557人)	(41,399人)	(45,369人)	(48,065人)



④障害児の受け入れ促進について

【検討の視点】

- 特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本とするか。
※幼稚園：国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により、障害児2人以上在園する園に対し財政支援
保育所：重度障害・軽度障害・発達障害の児童2人につき保育士1人の配置等となるよう地方交付税措置
- 今回の法改正で財政措置が新設された地域型保育事業については、障害児の受け入れを促進していくために必要な措置を講じていくこととするか。

＜主なご意見＞

- ・ 地域型保育事業における障害児の受け入れについて、保育所における障害児保育の場合、障害児2人に対して1人分の加算となっているが、重症心身障害を持つ利用者はそこまで多くはならないことが想定されるため、マンツーマンでの対応を含めて、障害の程度によって加算額を変える柔軟な設定にしていきたい。
- ・ 障害児の受け入れについて、応諾義務を踏まえた体制の確保が必要であり、地方自治体が障害児保育事業を実施する上で、国としての方針を示すべき。
- ・ 障害児保育事業については、一般財源化され、市町村により取り扱いが異なっているが、全ての市町村で同様に実施が行われるよう、その取り扱いについて検討して頂きたい。
- ・ 家庭的保育事業の障害児の受け入れについては、市町村により対応が様々であり、また、低年齢児が対象であることから、成長の段階で障害に気付くことがある。対応に当たっては専門機関との連携が必要であり、加算措置による対応の検討が必要。
- ・ 幼稚園の預かり保育を利用する子どもの中にも配慮が必要な子どもがいるため、その場合の支援も必要。
- ・ 保育所等訪問支援のように、保育所に限らず全ての施設における支援の枠組みは重要。
- ・ 発達に応じた手当や、障害の程度に応じて加算額を変更するような仕組みも必要。
- ・ 障害は早期の発見が重要であるため、地域型保育事業にも障害に気付いた時点で対応ができる仕組みの導入が必要。
- ・ 補助方式の統一が難しいのであれば、基準を統一することが必要であり、アレルギーや虐待児、困難を抱える保護者など対象を拡充していくことも検討すべき。
- ・ 交付税の不交付団体は、財源が厳しいながらも障害児保育に取り組んできている。地域型保育でも障害児保育を推進するのであれば見合うだけの費用が必要。
- ・ 家庭的保育事業を利用するグレーゾーンの子どもの中には、3歳以降も引き続き家庭的保育事業の利用を希望する場合があるため、こうしたケースの加算の仕組みも検討して頂きたい。
- ・ 保育所等訪問支援について、すばらしい事業だと思うので更に進めていって頂きたい。
- ・ 保育所等訪問支援は、地域での助言・指導という点で有効に活用されており、放課後児童クラブなどでも活用して切れ目ない支援をしていただきたい。
- ・ どの施設・事業でも障害児への対応をしていくことが必要であり、地域型保育事業も職員配置の手当などにより障害の受け入れを支援すべき。
- ・ 保育所等訪問支援は、地域子育て支援拠点事業や一時預かりにも来てもらえる。ネットワークとしてどのように支援していくかという観点も必要。
- ・ 全ての子どもへの支援と障害児固有の施策の双方を推進していくことが必要。
- ・ 小規模保育など地域型保育事業における障害児の受け入れについて、規模に配慮して、障害児1人でも0.5人分の保育士の加配を認めるといった対応はできないか。
- ・ 小規模保育等の障害児保育加算について、対応方針案に賛成

【対応方針案】

- 特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本としてはどうか。

その際、幼稚園は私学助成として都道府県の、保育所は交付税措置により市町村の責任のもと実施されている点等を踏まえつつ、施設での障害児の積極的な受け入れが可能となるよう適切な支援を求めていくこととしてはどうか。

- その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる特定教育・保育施設において、主に地域の子育て支援・療育支援を担う主幹教諭、主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の配置（障害の程度に応じて加配）を可能とすることとしてはどうか。

- また、地域型保育事業において障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合、質の改善に関する検討を踏まえ、当該子ども2人につき保育士1人の配置が可能となるような費用（当該子どもが1人の場合はその半分）を加算することとしてはどうか。

（参考）

○幼稚園特別支援教育経費の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度(案)
国庫補助予算(千円)	2,706,000	2,720,000	2,946,000	3,043,000	3,165,000	4,021,000	4,361,000
都道府県補助額(千円)	5,925,446	6,422,751	7,148,564	7,916,640	8,444,224	—	—
補助人数(人)	8,203	8,909	9,857	10,903	11,717	—	—